

令和元年 10 月 25 日

令和元年台風 19 号に伴う災害により被災された皆さまへ

TCS グループ健康保険組合

## 台風 19 号で被災された方々の一部負担金（窓口負担）の取り扱い

この度の令和元年台風第 19 号に伴う災害の被災地域にお住まいの皆さまには、心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

標記の件、被災された方々が医療機関等で受診した際の一部負担金（窓口負担）の取り扱いにつきましては、下記の通りとなりますので、お知らせいたします。

記

### **窓口一部負担金の取り扱い**

当健保加入者で次の（1）～（3）のいずれかに該当する方は、医療機関等の窓口でその旨を申し出ることで**一部負担金の支払いが一旦猶予**されます。（受診時に窓口で支払いを求められることはございません）

- 災害救助法の適用市区町村（内閣府 HP 災害救助法の適用状況）に住所を有する被保険者・被扶養者で次のいずれかに該当する方
- （1）住家の全半壊（全半焼）、床上浸水またはこれに準ずる被災をした方
  - （2）被保険者が重篤な傷病を負った方
  - （3）被保険者の行方が不明である方

※保険証がない場合でも、「氏名」、「生年月日」、「連絡先」、「被保険者の方の事業所名」、「保険者名」：TCS グループ健康保険組合等を医療機関等の窓口に申し出て受診することができます。

### **支払いが猶予される一部負担金の範囲**

健康保険が適用される医療費の窓口負担

※次の自己負担は猶予の対象ではありませんので、窓口での支払いが必要です。

入院・入所時の食事・居住費の自己負担     整骨院・接骨院での施術における自己負担

### **猶予期間**

令和 2 年 1 月末まで

### **猶予された一部負担金の請求**

猶予された一部負担金については、一旦、当健保が立て替えて医療機関等に支払い、猶予期間終了後、被保険者様宛に請求いたします。

ご質問等は、[kenpo@tcs-kenpo.jp](mailto:kenpo@tcs-kenpo.jp) 宛にお願い致します。

以上